

被告人国選弁護報告書【上告】（書式4-5③ 2019.7月版）

弁護士 一般 スタッフ（登録番号 ） 提出日

被告人	氏 名		裁判所名	最高裁判所
	事件番号	年（あ）第 号	選任日	
	第一審	☐ 即決 ☐ 簡裁 ☐ 地裁 ☐ その他（ ） ☐ 原審の当該被告事件の国選弁護人を務めた。		
	罪名（罰条）	※特別法犯については罰条を記載。		
原審記録丁数		☐ 1000丁以下 ☐ 1001～5000丁 ☐ 5001～10000丁 ☐ 10001丁以上		
趣意書等提出		☐ 有 ※答弁書を含む。	判決（決定）日	
判決（決定）主文		認定罪名 ☐ 公訴事実と同一 ☐ 別罪→罪名（ ） ☐ 上告棄却（ ☐ 判決／ ☐ 決定） ☐ 原判決破棄（ ☐ 差戻／ ☐ 自判） ☐ 未決算入日数 日		
訴訟費用負担の別		☐ 費用負担あり ※費用負担の裁判があった場合はチェック。チェックがない場合は、負担なしとみなす。		
公判等		☐ 有（詳細は別紙「 公判等期日記載用紙 」に記載）		
重大案件		☐ 重大案件 ※故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪で、「死亡被害者2名以上＋整理手続に付された事件」に選任		
合意制度加算 （要疎明資料添付）		☐ 検察官との間で合意制度について協議を行った。 ☐ 検察官との間で上記協議について合意が成立した。		
身柄釈放		☐ 国選弁護人の活動として、保釈請求もしくは勾留取消等申立てを行い、認められた結果、被告人が釈放された。（請求・申立日： 釈放日： ）（要「 裁判書謄本の写し 」添付）		
無罪等		詳細は別紙「 特別成果加算（無罪等）請求書 」に記載		
遠距離接見等・出張		詳細は別紙「 旅費等請求書 」に記載		
謄写費用		詳細は別紙「 謄写料請求書 」に記載		
通訳人費用		詳細は別紙「 通訳料請求書 」の通り		
訴訟準備費用		詳細は別紙「 訴訟・審判準備費用請求書 」に記載		
その他	☐ 事件記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく上告趣意書等を作成・提出した。 ☐ 被告人との接見、電話交通又は打合せを行うことなく上告趣意書等を作成・提出した。（ ☐ ただし、接見等の申入れを行った）			
☐ 解 任 ☐ 公訴棄却 ☐ 取 下 げ ※原審記録丁数欄に 丁数を記載。		☐ 上告趣意書等提出済 ☐ 上告趣意書等未提出 ※下記の該当する活動があればチェック。チェックがない場合、活動なしとみなす。 ☐ ①被告人との接見、電話交通又は打合せを行った。 ☐ ②原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎ（以下、「原審記録の閲覧等」という。）を行った。 ☐ ③原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討した。 ☐ ④被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審の記録の閲覧等を行った。 ☐ ⑤被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審の記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討した。 ※①④⑤にチェックをした場合 ☐ 実際には接見又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。 ☐ 上告取下げを知らずに費用を支出した（例：取下後に遠距離接見を行った等） → 知らなかった具体的な事情（ ）		

※なお、ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合がありますので、予めご了承ください。

※報告書提出期間（請求可能日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日）を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。提出が遅れた場合は、報酬等をお支払いできなくなることがあります。

公判等期日記載用紙【控訴・上告審】（書式4-5④ 2019.7月版）

事件番号： 年()第 号

①整理手続期日等

☐ 公判前整理手続	回(出頭日：)
☐ 刑訴規則178-15の打合せ	回(出頭日：)
☐ 期日間整理手続	回(出頭日：)(整理手続に付された日：)

②公判期日

出頭日	立会時間 注)参照	公判内容
	： ～ ：	趣意書陳述・実質審理(□あり/□なし)
	①開廷予定： ～ ②休廷()分	□判決宣告のみ □弁論再開後に判決宣告
	： ～ ：	趣意書陳述・実質審理(□あり/□なし)
	①開廷予定： ～ ②休廷()分	□判決宣告のみ □弁論再開後に判決宣告
	： ～ ：	趣意書陳述・実質審理(□あり/□なし)
	①開廷予定： ～ ②休廷()分	□判決宣告のみ □弁論再開後に判決宣告
	： ～ ：	趣意書陳述・実質審理(□あり/□なし)
	①開廷予定： ～ ②休廷()分	□判決宣告のみ □弁論再開後に判決宣告
	： ～ ：	趣意書陳述・実質審理(□あり/□なし)
	①開廷予定： ～ ②休廷()分	□判決宣告のみ □弁論再開後に判決宣告
	： ～ ：	趣意書陳述・実質審理(□あり/□なし)
	①開廷予定： ～ ②休廷()分	□判決宣告のみ □弁論再開後に判決宣告

注)次の事項がある場合は、その旨備考に記載(①②以外でも公判時間と立会時間が一致しない理由があれば記載)

注)①開廷が遅れた場合は、当初の開廷予定時刻。 ②休廷があり、休廷時間中に在廷の必要のない場合はその時間。

③その他の手続期日等

☐ 進行協議など(公判に関連する目的でなされた裁判官・検察官同席の打合せに限る。また、書面提出のみ・電話打合せのみの場合は除く)	
・出頭日() 出頭時間(： ～：) 出頭内容()	
☐ 刑訴法226条・227条の証人尋問期日	左記期日の出頭日
☐ 証拠保全期日(証人尋問 / それ以外の証拠調べ[])	()
☐ 勾留理由開示期日	